

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、別表1の者とする。

(謝金)

第3条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。

2 謝金の額は、別表1に定める額を基準とする。

3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、理事会において協議の上、特別単価(基準)として支給することができる。

(変更)

第4条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補足)

第5条 その他、必要な事項は、理事会の決議により定める。

2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等(「所得税取扱通達、基本通達」)および所管する税務署の指示に従うこととする。

附 則

この規程は、平成23年3月5日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

別表1 公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟 謝金基準表

対象者	内容	単価(日) 限度額	備考
強化コーチ	強化合宿等のコーチ	20,000円	海外からのコーチ
講演者	専門的な各種講演	講演者と相談のうえ決定する	
講師	講習会講師	10,000円	連盟本部が派遣する講師
大会役員	主催大会役員	5,000円	主催大会等での大会役員
指導員	上級指導員	5,000円	講習会等で実技指導等を行う指導員
	中級指導員	4,000円	
	初級指導員	3,000円	
審判員	A級審判員	5,000円	主催大会等での審判員
	B級審判員	4,000円	
	C級審判員	3,000円	
大会スタッフ(1)	大会運営スタッフ	3,000円	主催大会のスタッフ
大会スタッフ(2)	大会運営スタッフ補助員	2,000円	同上補助員
通訳	専門的通訳者	契約によって決定する	
	その他の通訳者	10,000円	
看護師	主催大会での看護	5,000円	看護師免許保有者に限る

上記表を基準とするが、規模や従事時間等により、単価は変更できるものとする。ただし、適正な単価となるようにする。

諸謝金の支払いにおいては、所得税10%(原則)の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。ただし、団体からの派遣において団体名で支払う場合は源泉徴収はしないものとする。